

今号の主な内容	
3面	ご確認ください 所得税・住民税の申告のときに
3面	就職を目指す方へ (相談会・セミナー等)
8面	新宿区広報番組「こんにちは 新宿区長です」2月の番組
8面	優良企業表彰 区内中小企業7社を表彰

広報 しんじゅく

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成24年(2012年)

1・25

第2020号



しんじゅくコール
☎(3209)9999 FAX(3209)9900
土・日曜日、夜間もご案内 午前8時～午後10時

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ☎ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版☎ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用二次元コード

確定申告をお忘れなく

所得税の申告・納税は

2月16日(木)～3月15日(木)に

所得税還付申告はすでに受け付けています

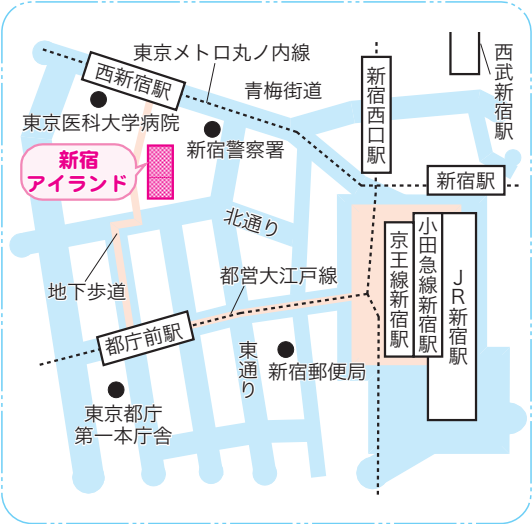
申告書の作成・提出会場を

新宿アイランドに開設

所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・提出会場を、新宿アイランド地下1階アクアプラザ(西新宿6-5-1、左地図参照)に開設します。

※開設期間中は、税務署内に申告書作成会場はありません。作成済みの申告書は税務署でも受け付けます(土・日曜日、祝日を除く)。

【開設日時】2月1日(水)～3月15日(木)(土・日曜日、祝日を除く)午前9時～午後5時(相談の受け付けは午前9時～午後4時、相談は午前9時15分～午後5時)



2月19日(日)・26日(日)に東京国税局で申告書の作成・提出ができます

【時間】午前9時～午後5時(相談の受け付けは午前8時30分～午後4時、相談は午前9時15分～午後5時)

【会場】東京国税局(千代田区大手町1-3-3、大手町合同庁舎3号館)

インターネットで

申告書の作成・申告ができます

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、印刷(白黒でも可)して税務署に提出できます。また、作成した申告書データ(贈与税を除く)に電子証明書を添付して、送信(提出)もできます(e-Tax・イータックス)。

※e-Taxの利用には、事前に手続きが必要です。詳しくは、国税庁ホームページでご案内しています。



税理士の無料申告相談

【日時・会場】下表のとおり。時間はいずれも午前9時30分～12時・午後1時～4時(相談の受け付けは午前は11時30分まで・午後は3時30分まで)

- 23年中に確定申告した方は、提出した確定申告書の控えをお持ちください。
- 譲渡所得のある方、税理士に依頼している方はご遠慮ください。
- 車での来場はご遠慮ください。

◆新宿税務署管内の方

日程	会場
2月1日(水)・2日(木)	大久保地域センター(大久保2-12-7)
2月6日(月)～8日(水)	戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)
2月8日(水)～10日(金)	落合第一地域センター(下落合4-6-7)
2月13日(月)～15日(水)	落合第二地域センター(中落合4-17-13)
2月20日(月)～24日(金)	区役所第1分庁舎1階ロビー(歌舞伎町1-5-1)

◆四谷税務署管内の方

日程	会場
2月1日(水)～3日(金)	東京税理士会四谷支部(四谷3-7-6)
2月6日(月)～10日(金)	牛込竈笥地域センター(竈笥町15)
2月13日(月)～17日(金)	若松地域センター(若松町12-6)
2月20日(月)～24日(金)	榎町地域センター(早稲田町85)

問合せ

▼所得税・贈与税・消費税等：新宿税務署(北新宿1-19-3) ☎(3336)2-7151、四谷税務署(三栄町24) ☎(3359)4451、▼個人事業税：新宿都税事務所(西新宿7-5-8) ☎(3369)7151、▼住民税：区税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108

※社会保険料控除・高齢者の方のおむつ代の医療費控除・寝たきり高齢者の方等の障害者控除について、3面でご案内しています。

申告書は

郵送でも提出できます

管轄の税務署へお送りください(新宿アイランド内の会場へは郵送できません)。申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、「提出用」控え用」ともボールペン書きし、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

贈与税の申告と納税

平成23年中に個人から土地・建物・現金・預金・株式等の贈与を受け、贈与を受けた財産の合計額が10万円を超える方や、「相続時精算課税制度の特例」等を選択した方は、贈与税の申告が必要です。

贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することもできます。

住民税の申告書をお送りします

平成23年度の住民税(特別区民税・都民税)を申告した方等には、2月3日(金)に24年度の申告書をお送りします。申告が必要な方は、受付期間内に申告してください。申告書は郵送でも提出できます。収入が一定額以下の方も、申告の内容は国民健康保険料・介護保険料等の算定の資料になります。申告書の提出にご協力ください。

【受付日時】2月6日(月)～3月15日(木)午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く。火曜日は午後7時まで)

※初日や最終日の申告窓口は大変混雑します。郵送申告もご利用ください。

日曜日に区役所で

住民税の申告を受け付けます

「24年度の申告」のみ受け付けます。

【受付日時】2月26日(日)午前9時～午後5時

【受付窓口・問合せ】区税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108へ。

24年度住民税の主な変更

扶養控除の見直し

★16歳未満の扶養親族にかかる控除の廃止
16歳未満の扶養控除が廃止されました。ただし、16歳未満の扶養親族も、控除対象扶養親族と同様に非課税判定の際の扶養親族の数などとして取り扱いますので、申告もれのないようご注意ください。また、16歳未満の扶養親族が障害者の場合は、障害者控除の対象になります。

★16歳～19歳未満の扶養控除額の変更
45万円から33万円に変更されました。

寄附金税額控除適用下限額の変更

5千円から2千円に引き下げられました。
【問合せ】区税務課課税第一係・第二係(本庁舎6階) ☎(5273)4107・4108へ。